生駒市立幼稚園預かり保育実施規則(令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号)新旧対照表

附則

(施行期日)

1 略

(令和3年度及び令和4年度における預かり保育料の特例)

- 2 令和3年度における第3条第1号に掲げる幼稚園の4歳児クラス及び5歳児クラス並びに令和4年度における同号に掲げる幼稚園の5歳児クラスの預かり保育料の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。
- (1) 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
- (1) · (2) 略
- (3) 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号。以下「条例」という。)別表備考第9項各号に掲げる世帯
- (2) 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1・2 略
- 3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前 子ども の預かり保育料は、0円とする。
 - (1) · (2) 略
- (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

附則

(施行期日)

1 略

(令和3年度及び令和4年度における預かり保育料の特例)

- 2 令和3年度における第3条第1号に掲げる幼稚園の4歳児クラス及び5歳児クラス並びに令和4年度における同号に掲げる幼稚園の5歳児クラスの預かり保育料の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。
- (1) 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
- (1) · (2) 略
- (3) 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担 に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号。以下「条例」という。) 別表備考第8項各号に掲げる世帯
- (2) 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1・2 略
- 3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前 子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1) (2) 略
 - (3) 条例別表備考第8項各号に掲げる世帯

別表(第6条関係)

1 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
- (1)・(2) 略
- (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯
- 2 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
- (1) (2) 略
- (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

別表(第6条関係)

1 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子 どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 条例別表備考第8項各号に掲げる世帯
- 2 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子 どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1) · (2) 略
 - (3) 条例別表備考第8項各号に掲げる世帯